

ID: 17

担当部署: 政策企画課

処分の概要	撤去命令等		
例規名 根拠条項	大河原町庁舎管理規則 第9条第1項		
例規番号	昭和59年規則第16号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(撤去等の命令)</p> <p>第9条 管理責任者は、次の各号の1に該当する物がある場合において、庁舎における秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その撤去又は庁舎外への搬出を命ずることができる。</p> <p>(1) 庁舎内に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物</p> <p>(2) 庁舎に掲揚され、掲示され、はりつけられ、若しくは持ち込まれた旗、のぼり、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は庁舎に持ち込まれた拡声器若しくは宣伝カー</p> <p>(3) 庁舎に設置されたテントその他これに類する施設</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすおそれがあると認められる物</p> <p>2 管理責任者は、前項各号に掲げる者の所有者又は占有者が同項の命令に従わず、又はその者が判明しない場合において庁舎における秩序の維持若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、みずからこれを撤去し、その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日